

手当の種類	支給対象者・要件等	支給額
特殊教育諸学校勤務手当	特殊教育諸学校に勤務する職員（給料の調整額を受けるものを除く。）	月額 4,400円
教員特殊業務手当	教育職員（1級又は2級）が次の業務に従事した場合にその業務が心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶとき 1 非常災害時等の緊急業務 (1)児童・生徒の保護、緊急防災、復旧業務 (2)児童・生徒の救急業務 (3)児童・生徒の緊急補導業務 2 修学旅行等の児童・生徒引率による指導業務 3 対外運動競技等の児童・生徒引率による指導業務 4 部活動における児童・生徒に対する指導業務	日額 1,700円 日額 1,200円 日額 1,200円 日額 1,400円 日額 1,200円 日額 500円
教育業務連絡指導手当	県立学校及び市町村立学校の教諭のうち教務その他の教育に関する業務の連絡、調整、指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとされた業務に従事したとき	日額 200円
漁獲手当	水産高校練習船の船員が漁業に従事したとき	（漁獲高－水揚手数料）の19.8%の範囲内で、船員ことの代数に応じ案分した額
入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の職員 1 船長 2 機関長 3 通信長 4 一等航海士、二等航海士、一等機関士、二等機関士 5 その他船員法第3条の職員	日額 400円 日額 370円 日額 340円 日額 360円 日額 290円
特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは監視の作業、水産教育の実習指導又は遭難船救助の作業に従事した次の職員 1 船長及びこれと同等	日額 550円

手当の種類	支給対象者・要件等	支給額
	と認める職員 2 機関長 3 通信長、航海士、機関士及びこれと同等と認める職員 4 その他の職員	日額 480円 日額 340円 日額 290円
機関部作業手当	機関士である職員が練習船に乗り組み、機関の操作作業に従事したとき	日額 240円
舎監業務職員の手等	職員が指定学校等において次の舎監業務に従事したとき 1 自営者養成高等学校等の舎監業務 2 養蚕・養蚕の実習指導を伴う舎監業務 3 その他の舎監業務	勤務1回につき 4,200円 4,200円 3,300円
へき地公署勤務職員の手当（へき地学校長期勤務手当）	職員が次の公署に次の期間を超えて勤務したとき 特設公署（へき地学） 署級別（校級別） 2 級（1 級）4 年 3 級（2 級）3 年 4 級（3 級）3 年 5・6 級（4・5 級）2 年 ただし、同一へき地学校等の勤務が引き続き15年を超えた時以降は支給しない。	月額 2,500円 月額 3,800円 月額 5,100円 月額 6,300円
温室内作業従事職員の手当	農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員が、7月から9月の間に高温多湿の温室内において、1日2時間以上農作業に従事したとき	日額 240円
多学年学級担任手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編制する学級の担任をする教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く。）が授業又は指導に従事したとき 3の学年の編制 2の学年の編制	日額 280円 日額 230円
学校給食業務指導手当	小学校、中学校又は共同調理場に勤務する栄養士である職員が、学校給食日に調理室内において学校給食に関する指導、管理等の業務に従事したとき	日額 240円
調理給食等作業手当	主任調理員、主任給食員、調理員又は給食員が調理給食等の業務に従事したとき	月額 4,400円